

第4章



施策の展開



(1) 福祉サービスを知る機会の充実

取り組みの方向性

市や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、情報提供の内容や手段を工夫するとともに、障がい等の理由により情報の入手が困難な人に配慮した情報提供を推進し、必要な情報がきちんと届く体制の整備に努めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇必要とする人に必要な福祉サービスが行き届くよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組みます。
- ◇情報提供の際には、高齢者や障がいのある人等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。
- ◇障がいの有無等にかかわらず、情報を伝達・共有することができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業や担い手となる人材の育成等を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇情報提供を目的に年 6 回全戸配布している「社協だより」について、必要な情報がきちんと届くよう、読みやすく、わかりやすい紙面づくりに努めます。また、最新情報等については、SNS 等も活用した情報提供に取り組みます。
- ◇市と連携し、出前講座等を通じた福祉に関する情報提供に取り組みます。

市民や地域に期待する役割

- ◇さまざまな福祉サービス等の支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に入手するようにします。
- ◇広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ち、目を通すように心がけます。
- ◇サービスが必要な人に対して、民生委員児童委員と協力して情報を提供します。
- ◇高齢者や障がいのある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 多様な媒体を活用した情報提供の推進</p>	<p>広報やホームページなどによる情報提供 各種福祉サービスや、新たに始まるサービス等について、広報、ホームページ、KBC1ch@ボタンの柳川市「@ボタン広報誌」などを通じた情報提供を推進します。</p> <p>SNSを活用した情報提供 SNS等を活用した情報提供を充実させるため、LINEやFacebook等を活用した幅広い情報発信を図ります。</p> <p>ニーズに応じた福祉ガイドブック等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に役立つ「高齢者保健福祉ガイドブック」を作成し、相談時などに活用します。変更等があれば随時更新し、最新の情報を提供するように心がけます。 ・障がい福祉サービスのしおりを作成しサービス受給者や必要な市民へ配付します。また、障がい者自立支援協議会こども部会において、障がい児の福祉サービス事業所を紹介したこども支援事業所マップを作成しており、必要な方へ配付します。 ・母子手帳交付時などに子育てハンドブックを配付し、子育て支援サービスや制度に関する情報提供を行います。また、柳川市子育てアプリ「柳川はぐはぐ」を周知し利用を促進することで、必要な情報をさらに得やすい環境づくりに努めます。 	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会</p>
<p>出前講座の開催</p>	<p>地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員がよりあい等に出向き講座を行います。講座の内容については、住民のニーズや時代の変化等に対応したものとします。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>聴覚障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員を養成します。</p>	<p>福祉課</p>



(2) 身近なところでの情報共有の充実

取り組みの方向性

行政や関係機関、関係団体、地域で活動している福祉関係者らが連携を深め、どこに相談しても適切かつ迅速に支援やサービスにつなげられる連携体制を整備します。

また、民生委員児童委員や福祉委員等の住民に身近な福祉の推進役の方たち、また地区社会福祉協議会に対し、交流や情報交換の場や機会を提供し、それぞれが持つ知恵やノウハウを共有・活用する仕組みを構築します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇個人情報保護にも配慮しながら、民生委員児童委員や福祉活動団体との情報交換、情報共有を推進します。
- ◇地域での見守り活動を行うため、民生委員児童委員などの協力によって整備された避難行動要支援者台帳登録者の情報を適切に提供します。また、難病患者（県把握）の情報提供があれば随時登録します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇身近な福祉の担い手である民生委員児童委員や福祉委員等に対し、活動の参考になる情報の提供や、資質向上に向けた研修の開催等に取り組めます。
- ◇地区内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む地区社協に対し、活動に必要な財政支援をはじめ、情報提供、地区社協相互間及び市社協との連絡調整などによる支援を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇緊急時の連絡先などについて、隣近所に伝えておくよう心がけます。
- ◇地域の中での見守り、声かけにより要支援者の異変に早期に気づける体制づくりに努めます。また、異変に気づいたら、身近な民生委員児童委員や市や社協に相談します。
- ◇広報紙やホームページなど、市や社協が発信する情報に関心を持ち、目を通すことを心がけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>民生委員児童委員等と連携した避難支援体制の構築</p>	<p>避難支援体制の構築</p> <p>区長・民生委員児童委員をはじめ地域住民や、各種団体などが連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような避難支援体制の構築を図ります。</p> <p>避難行動要支援者台帳の情報活用と整備推進</p> <p>民生委員児童委員や福祉委員と連携し、避難行動要支援者台帳の情報を活かした見守り活動を行います。また、民生委員等からの情報提供に基づき、新たに支援が必要な人の把握を行い、台帳登録・更新を推進します。</p>	<p>総務課 福祉課</p>
<p>民生委員児童委員、福祉委員等との連携の強化</p>	<p>活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、研修等を通じた資質向上や、地域の福祉関係者との連携強化に取り組みます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>地区社協活動への支援</p>	<p>小地域福祉活動の推進、各種補助金や活動に関する情報提供など、地区社協の活動・運営を支援します。また、新たな福祉課題に対応できるよう情報提供・共有を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>個人情報管理に関する研修や学習会等の開催</p>	<p>柳川市個人情報保護条例に基づき、広く市民に個人情報保護に向けた啓発を推進するとともに、民生委員児童委員等を対象に、個人情報保護に関する啓発や勉強会等を行います。（※民生委員児童委員には、民生委員法第 15 条により、活動上知りえた個人情報を漏洩してはならないという守秘義務が課せられています）</p>	<p>総務課 福祉課</p>



(1) 身近な相談支援の充実

取り組みの方向性

民生委員児童委員や福祉委員、各種相談員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図るとともに、研修や勉強会の開催により、委員の資質向上に努めます。

また、市や社会福祉協議会への相談の際に、来所による相談が困難な方に対して、電話やアウトリーチ（訪問）による相談支援を行い、困りごと等の把握や福祉サービスの適切な提供につなげます。

また、児童生徒や保護者にとって身近な相談先である学校について、頼れる相談先となり適切な支援につなぐことができるよう、体制の整備・充実を図ります。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や各種相談員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図ります。
- ◇相談者の状況や必要に応じて、電話やアウトリーチによる相談支援を行うことで、問題や課題の早期発見、また適切な福祉サービスの提供につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇住民に身近な相談役である民生委員児童委員や福祉委員等と連携した相談支援に取り組むとともに、研修や勉強会の機会を提供し、資質向上を図ります。
- ◇日常生活の中で分からないことや困りごと、悩みごとを抱えた市民が気軽に相談でき、不安の軽減や課題の解決を図ることができるよう、日常的な総合相談の受付など、多様な相談に対応できる体制の強化に努めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や民生委員児童委員、また市や社会福祉協議会に相談します。
- ◇地域の人と身近に相談できるような関係づくりに努めます。
- ◇となり近所で困っている人がいないか、気かけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 民生委員児童委員等の活動の周知の推進</p>	<p>地域の身近な相談先であり、要支援者等の見守り活動に携わる民生委員児童委員、福祉委員などの役割について、広報などを活用して市民への周知を推進します。また、児童福祉に関する専門的な知識・経験を有した主任児童委員の役割(子ども・子育てに関する相談役)についても周知を推進し、相談先としての認知の向上を図ります。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 身近な相談窓口の充実、アウトリーチによる相談支援の推進</p>	<p>子育てに関する相談支援の推進 乳幼児の発育・発達、健康や経済上の不安など、さまざまな不安に対して、来所しなくても相談ができるよう、電話相談を受け付けるとともに、必要に応じてアウトリーチによる支援を行います。また、母子包括支援係とこども相談係が連携し、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を行います。</p> <p>高齢者への相談支援の推進 福祉課(包括支援センター)では、高齢で窓口に来られない方に対し、アウトリーチによる相談支援に取り組みます。また、在宅介護支援センターと連携し、要配慮者への定期的な訪問を実施します。</p> <p>生活困窮者への相談支援の推進 アウトリーチを含む積極的な状況把握により、早期に必要な支援につなぎます。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
<p>重点 日常的な総合相談窓口の設置</p>	<p>社会福祉協議会の各拠点に総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じます。また、必要に応じて、他機関や専門機関につなぐことで、困りごと等の解消につなげます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>民生委員児童委員の資質向上</p>	<p>民生委員児童委員に対し、児童、高齢者、障がい者、生活困窮などの相談窓口の周知のための研修を行い、身近な相談者としての資質向上を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>福祉委員の資質向上</p>	<p>福祉委員に活動事例などを交えた研修を行うなど、地域で気になる世帯の身近な相談者としての資質向上を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>学校と連携した児童生徒の相談支援の推進</p>	<p>児童生徒や保護者が心や身体の悩み、生徒間の人間関係や不登校等の問題を気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる相談支援に取り組みます。また、貧困等の課題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>



(2) 相談窓口の機能充実

取り組みの方向性

地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターについて、それぞれ専門職を配置し、専門的な相談支援を行います。

また、複合化・複雑化した福祉課題や相談内容に対応できるように、関係部署や関係機関との連携を強化し、多分野や多機関との連携による包括的な支援や、ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげます。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇困りごとを抱えた市民が困りごとの軽減や解決を図ることができるよう、各種相談窓口の機能強化を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を強化します。
- ◇地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。
- ◇障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもに対し、学校や療育機関、医療機関等の多機関が連携し、ライフステージに応じた適切な支援に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇多様化する市民の相談に対応するため、関係機関や専門機関との連携強化を図るとともに、相談支援に従事する職員の専門性と資質の向上を図ります。
- ◇専門職による心配ごと相談を実施し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。
- ◇福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教えます。
- ◇「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
	<p>障がい者基幹相談支援センターの運営 関係機関との更なる連携強化に努めるとともに、相談支援体制の確立を図り、地域の相談支援の中核として、確実な業務遂行と円滑な運営に努めます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 各種相談窓口の運営・ 専門員の配置</p>	<p>地域包括支援センターの機能強化 社会福祉士、保健師、ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の総合相談に対応します。高齢者の総合相談は、介護・認知症・生活困窮・虐待など多種にわたり、その解決に向け、専門職が対応、支援を行います。また、相談支援の充実にむけ、関係機関や関係部署が連携した連絡会や研修会を実施します。</p> <p>生活困窮者への相談支援 生活保護に係る面接相談員、被保護者就労支援員、生活困窮者に係る自立相談支援員・家計改善支援員・就労準備支援員・アウトリーチ支援員を配置し、専門的な相談支援、伴走型の自立支援に取り組みます。</p> <p>子ども子育てに関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課内に設置されている「子育て世代包括支援センター」について、妊婦から出産・子育てまで切れ目ない支援を行う相談窓口としての機能強化を図ります。 課内に保健師・助産師・栄養士・家庭児童相談員・虐待対応相談員・子ども家庭支援員・養育支援訪問員・婦人相談員・母子父子自立支援相談員といった多様な専門職を配置し、それぞれ専門的な相談支援に取り組みます。また、相談体制のさらなる充実にむけて、作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士などの専門職の配置を検討します。 ひとり親家庭の自立支援の推進を図るため、相談窓口に自立支援相談員を配置します。 DVの相談・カウンセリング体制の充実にむけ、婦人相談員を配置します。 子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」において子育てアドバイザーによる子育て相談に対応します。 障がい児や医療的ケア児またその家族が安心して成長できる環境の整備に向けて、多機関と連携した保育・教育、療育や就労等の支援、また、家族支援に取り組みます。 	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
	<p>多機関との連携による相談支援 社会福祉協議会に寄せられる様々な相談に対し、多機関と連携し、包括的な相談支援に取り組みます。</p> <p>心配ごと相談の実施 柳川総合保健福祉センター「水の郷」内で専門職による心配ごと相談を実施し、生活上の困りごと等の相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



(1) 福祉サービスの適切な提供の推進

取り組みの方向性

福祉サービスを取り巻く現状・課題や市民の福祉ニーズを把握し、支援を必要とする人の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供を行います。

また、制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱え、適切な支援を受けることができていない人を、地域住民や民生委員児童委員、保育・教育機関や関連事業者、また団体らが連携して把握し行政につなぐなど、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や地域からの相談、また保育・教育機関等をはじめとした多機関との連携により、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組めます。
- ◇社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。また、社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、利用にかかる相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、必要に応じて適切な福祉サービスを提供します。
- ◇民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇市や社会福祉協議会、地域の事業者などに対して、サービスの要望や意見を伝えます。
- ◇地域の中で福祉サービスについて考えていることや、課題と感じている事を話し合います。
- ◇周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>多機関の連携による支援の推進</p>	<p>子ども子育てに関する支援の推進</p> <p>養育環境に課題のある世帯や、発達に課題のある子どもの包括的な支援に向けて、保育所や学校、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、また保健所等の多機関が連携した支援の推進に取り組みます。</p> <p>高齢者への支援の推進</p> <p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるよう、福岡県や保健所の支援の下、市が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。</p> <p>生活困窮者への支援の推進</p> <p>生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、関係機関が連携して支援できるよう、生活する上での困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための支援調整会議を開催します。</p> <p>住宅確保要配慮者への支援の推進</p> <p>高齢者や障がいのある方、生活困窮者やひとり親世帯に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。</p>	<p>福祉課 生活支援課 子育て支援課</p>
	<p>柳川市社会福祉法人連絡協議会の機能強化</p> <p>地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう、柳川市社会福祉法人連絡協議会が中心となった取り組みを推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>民間団体としての独自事業の推進</p>	<p>福祉的支援や福祉サービスが必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、生活支援に関する多様な取り組みを展開し、市民福祉の向上に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>

基本目標 2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

取組	内容	担当課
コミュニティバスの運営、利活用の促進	コミュニティバスの利便性を向上させるため、行政区からの要望に応じて、バス停の設置・撤去による適正配置や、ルートの再編や待合環境の整備等を推進します。また、広報等を活用した周知の推進や、路線バス事業者や近隣市とも協力した広域的な利用の促進に取り組み、利用者の増加を図ります。	企画課
苦情解決体制の充実	<p>柳川市における苦情解決の推進</p> <p>利用者からの苦情があった場合には、利用者個人の権利擁護と解決に向けて、それぞれの担当窓口と連携し、迅速な解決を図ります。</p> <p>社会福祉協議会における苦情解決の推進</p> <p>利用者からの苦情があった場合、サービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。</p>	福祉課 生活支援課 子育て支援課 社会福祉協議会
社会福祉協議会の財政基盤の強化	法人の健全経営や地域福祉事業を確実かつ効果的に行うための安定的な財政基盤を確保するとともに、その提供する福祉サービスの向上に取り組みます。また、社協会費や共同募金について、広報等による理解促進を図り、会費納入や募金運動の更なる活性化をめざします。	社会福祉協議会



(2) 地域での支え合いの推進

取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、見守りや声かけをはじめとして、できる範囲で支え合い活動に参加するなど、思いやりのある地域づくりを推進するとともに、介護予防ボランティア活動やファミリー・サポート・センターの利活用など、住民同士の支え合い活動の促進に向けた取り組みを進めます。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「理解」と「支援」が不可欠であり、学校や地域と連携して認知症高齢者やその家族を支える取り組みを推進します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇認知症高齢者を支える地域づくりに向け、学校等と連携した認知症サポーターの養成に取り組めます。
- ◇高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、介護予防ボランティア活動（介護予防ポイント活動）の活性化に努めます。
- ◇ファミリー・サポート・センターの利活用の促進に努めます。
- ◇隣近所や地域の人たち同士の関わりを深め、支え合い・助け合いの大切さを啓発します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇民生委員児童委員や福祉委員等と連携した見守り活動や、よりあい、小地域福祉活動を支援・推進します。
- ◇地区社協の活動の活性化に向けて、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言等の協力体制を充実します。
- ◇子どもの貧困や孤食の問題の解決、また地域の支え合い活動の推進に向けて、地域食堂等への支援を推進します。

市民や地域に期待する役割

- ◇自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域の生活課題を把握し、自分にできることを考えます。
- ◇地域で暮らす認知症高齢者や障がい者を見守り、困っているところを見かけたら手助けをします。
- ◇認知症について、正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者や家族を見守り、助ける心を持ちます。
- ◇近くに困っている人がいたら、自発的に声を掛け、必要に応じて関係機関へつなげます。
- ◇困りごとがある人や気に掛かる人に対して、隣近所でお互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 認知症高齢者等を支える取り組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび市内全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 認知症高齢者を支える地域づくりに向け、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練が全校区で実施できるように努めます。 認知症高齢者やその家族の孤立防止に向けて、認知症カフェの開催等に取り組みます。 困りごとや生活のしづらさを抱える高齢者等の日常生活を支援するために、生活支援ボランティア“ちょいボラ”の養成に取り組みます。 	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 地区社協と連携した見守り活動の推進</p>	<p>地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通じた見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>介護予防ボランティアの育成</p>	<p>高齢者が介護予防ボランティア活動（介護予防ポイント活動）を通じて地域貢献を図るとともに、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進し、それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できる、いきいきとした地域社会づくりを推進します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置</p>	<p>生活支援コーディネーターがつなぎ役となって、地域で必要な支援について、まちづくり協議会をはじめとする地域の方々や関係機関と意見交換や情報共有を重ねながら、地域住民の互助の力を引き出して、地域の状況にあわせた居場所等の活動を支援します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>ファミリー・サポート・センターの利活用の促進</p>	<p>育児の支援を受けたい人と支援を行いたい人の会員登録を推奨し、マッチングを行うことで、地域での助け合い活動につなげます。また、事業の周知や会員の増加、まかせて会員のスキルアップを図り、地域での支え合い体制の強化をめざします。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>地域食堂等の支援</p>	<p>子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推進等を目的として実施される地域食堂等の普及にむけて、地域食堂の立ち上げに関する助言や、地域食堂支援助成金の交付を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>フードバンクの推進</p>	<p>生活に困窮している世帯等を支援するために、市内のスーパーや商店などに食料品等の提供を依頼し、地域での支え合い活動を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会</p>



(1) 防災力の向上

取り組みの方向性

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために、支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充実を図ります。

また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取り組みを進めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇災害時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。
- ◇災害時に市民への迅速な情報提供に取り組めます。
- ◇市民の防災意識の向上を図ります。
- ◇地域の防災活動の活発化を図るため、各地域の自主防災組織の運営を支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇災害時の円滑な避難支援活動につなげるため、地域の福祉関係者と連携し、平常時の見守り活動の強化に取り組めます。
- ◇災害時にボランティアの受け入れ等が円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練に取り組めます。
- ◇災害時や感染症のまん延時等の有事の際にも、生活に必要な福祉サービスが安定的に供給できるよう、BCP（業務継続計画）を策定します。

市民や地域に期待する役割

- ◇地域の防災訓練に参加するとともに、災害時の避難にあたっては、本当に支援が必要な人に支援がまわるように、事前の避難ルートの確認や早期の避難準備に努めます。
- ◇災害時には地域で助け合えるよう、日ごろから声を掛け合い、顔の見える関係づくりに取り組めます。
- ◇自主防災組織の結成に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害時に支援し合える体制を整えます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 避難行動要支援者への支援</p>	<p>避難行動要支援者台帳の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、高齢者のみの世帯等、災害時の避難支援が必要な人について、避難行動要支援者台帳への登録を推進します。また、日頃から見守り活動を行っている民生委員児童委員や福祉委員等からの情報提供に基づき、新たに支援が必要な人を把握し、登録を推進します。 難病患者（県把握）の情報提供があった場合、該当する難病患者に対して、避難行動要支援者台帳への登録の案内をします。 <p>個別避難計画の策定</p> <p>避難行動要支援者台帳に登録された方の円滑な避難に向けて、個別避難計画の策定を進めます。</p> <p>避難行動要支援者台帳を活用した情報共有の推進</p> <p>平常時の見守り活動の強化を図ることで災害時の円滑な避難支援活動につなげるため、避難行動要支援者台帳を活用し地域関係者と情報共有の推進を図ります。</p>	<p>総務課 福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>重点 防災に関する広報・啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 注意報や警報等が発令された場合、ホームページやSNS、KBC1ch @ボタンの柳川市「@ボタン広報誌」等さまざまな方法により情報発信を行っていますが、周知に課題があるため、これらの情報提供方法の周知を推進し、利活用の促進に努めます。 住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や出前講座の開催など、各種の啓発活動を充実します。また、家庭や事業所における災害時の情報収集方法や備蓄に関する啓発を行います。 外国人居住者に向けた防災情報の提供について、福岡県が公開している福岡県防災ホームページ（※自動翻訳サービスにより、英語／中国語（簡体字・繁体字）／韓国語／ベトナム語に対応）の周知を推進します。 防災に関するまちづくり出前講座について、自治会や自主防災組織と連携して研修会として開催するなど、より多くの市民に受講いただけるよう努めます。 障がいがある人が、楽しみながら防災意識を高めてもらうことや、安全安心のまちづくりの推進に向けて、柳川市身体障害者福祉協会や柳川市障がい者自立支援協議会が主催する防災運動会の活動を支援します。 	<p>総務課 福祉課</p>

基本目標 2 安心安全な暮らしを支える体制づくり

取組	内容	担当課
自主防災組織の充実にむけた活動	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織の協力を得て、災害時における避難情報等の情報伝達、救助、避難誘導など、避難の支援体制づくりを行います。 • 活動が活発な地区をモデル地区として、普及を図るなど、活動の活性化に向けた取り組みを進めます。 • 避難訓練が各地域で行われるよう、自主防災組織や行政区へ訓練の必要性を説明するとともに、依頼等に応じて講師の派遣や助言等を行います。 	総務課
避難所の運営	<p>避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難所を速やかに開設できるよう、避難所従事者について、事前に取り決めを行います。 • 避難所用資機材の準備や食料等の備蓄を適正に進めます。 • 避難所運営マニュアルについて、必要に応じて修正します。 <p>福祉避難所の確保の推進</p> <p>現在、14箇所の福祉避難施設を確保しています。大規模災害時に避難行動要支援者などの受け入れが可能となるよう、引き続き、社会福祉施設などと避難所確保のための協定締結を推進します。また、開設時には専門職員の配置を行います。</p>	総務課 福祉課
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	災害時に円滑な救護活動が実施できるよう、平時の取り組みとして、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。	社会福祉協議会
災害時等の安定的な福祉サービス提供に向けたBCPの策定	感染症や自然災害が発生した場合であっても、福祉サービスを安定的・継続的に提供できるようBCP（業務継続計画）の策定を行います。	社会福祉協議会



(2) 防犯体制の向上と再犯防止の推進 (柳川市再犯防止推進計画)

取り組みの方向性

高齢者や児童生徒等の事故防止また犯罪被害の防止に向け、地域や学校と連携した見守り活動や啓発、防犯教育を推進します。あわせて、地域の安全性の向上、また、罪を犯した人の立ち直りを支援する体制の構築に向けて、再犯防止推進計画を策定し、計画に基づいた取り組みを進めます。

(この施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。)

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇防犯教室や講習会の実施、チラシ配布等により、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、犯罪防止のため青色回転灯による防犯パトロールを継続して行います。
- ◇「交通安全のつどい」や「交通安全講座」を実施し、市民主体の活動につなげます。
- ◇交通指導員が登校時に街頭指導を行い、児童生徒の安全確保に努めます。
- ◇出所者に対して、関係機関と連携しながら、必要に応じて住まいや就労に係る支援を展開します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇関係機関と連携しながら、高齢者の犯罪被害や消費者トラブルの防止に向けた啓発、また見守り活動に取り組みます。

市民や地域に期待する役割

- ◇子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で声掛けや見守りに取り組みます。
- ◇地区防犯組織の活動に関心を持ち、自分にできる協力をします。
- ◇犯罪被害や詐欺被害の可能性を含め、異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡します。
- ◇罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守ります。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
児童生徒の見守り体制の充実	児童生徒の犯罪被害を未然に防止するため、地域の防犯パトロール等の見守り活動、防犯灯の設置、小中学校安全指導員の配置を推進します。また、不審者情報等については随時発信・共有するとともに、子どもや保護者に対する防犯教育の推進を図ります。	総務課 学校教育課
警察や各団体と連携した防犯活動の推進	市民・警察・行政などを中心に組織編成されている「安全・安心まちづくり推進協議会」の活動を支援するとともに、柳川警察署と連携して、振り込め詐欺や悪徳商法などに注意するよう広報等で呼びかけを行うと共に相談にも対応します。	総務課 福祉課 社会福祉協議会
広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心パトロールによる見回り活動や、悪質商法の事例や対処法の周知を図ります。 行政区や老人クラブなどを対象に出前講座を開催し、高齢者の犯罪被害、消費者トラブルの防止などに取り組みます。 犯罪被害や車両事故の防止に向けた街頭啓発キャンペーン等の広報活動を推進します。 	総務課 商工・ブランド振興課 社会福祉協議会
再犯防止に係る取り組みの推進（柳川市再犯防止推進計画）	<p>計画の目的 犯罪や非行の背景として、高齢化や障がい等の理由により認知機能に課題がある場合や、生活困窮を抱える中で必要な支援を受けられずに犯罪・非行に至る場合が見受けられ、全国的な問題となっています。こうした課題・問題を抱えた人の再犯を防止するためには、継続的に社会復帰に向けた支援を行うことが必要であり、そのために保護司会等の関係機関との連携が重要となってきます。本市では、支援を行うにあたって必要な体制を構築し、支援を展開することで、再犯防止の推進また出所者の立ち直り・支援に取り組むために、再犯防止推進計画を策定します。</p> <p>出所者に向けた多角的な支援の推進 社会復帰をめざす人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労や住居の確保に係る支援を推進するとともに、必要に応じて、家計改善等の生活困窮者自立支援事業につなぎます。</p> <p>社会を明るくする運動の推進 すべての人が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動に取り組めます。</p> <p>保護司会と連携した支援の推進 罪を犯した人の改善及び更生を助ける保護司の活動の広報を通じて、保護司の安定的確保をめざすとともに、保護司会と連携しながら、罪を犯してしまった人に対する理解の促進や当事者に対する就労・住居の確保、適切な福祉サービスの提供などを行い、再犯防止の取り組みを推進します。</p>	総務課 福祉課 生活支援課 社会福祉協議会



(3) 権利擁護と成年後見制度の活用の推進 (柳川市成年後見制度利用促進基本計画)

取り組みの方向性

暴言や暴力等の虐待や DV は決して許されない人権侵害です。児童や高齢者や障がい者に対する虐待防止や配偶者等に対する DV 防止に向けて、広く周知・啓発を図るとともに、早期発見・早期対応のための体制の充実を図ります。

また、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、高齢化や障がい等の理由により認知機能に課題がある人の権利擁護に向けた日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

(この施策は成年後見制度の利用の促進に関する法律の第 14 条 1 項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。)

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇虐待の早期発見・早期対応を可能とするため、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、各種会議を開催し、対応を検討します。
- ◇高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。
- ◇権利擁護に向けて、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、制度利用を促進するための体制の整備に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇判断能力が十分でない人の意思決定支援や権利擁護について、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用により支援できるよう、体制の整備・充実を図ります。また、制度の活用の促進に向けて周知・啓発を推進するとともに、成年後見制度については、法人後見を受任できるように体制整備を進めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇地域全体として高齢者や障がい者（児）を見守り、虐待や人権侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。
- ◇日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
- ◇見守り活動等を通じて権利擁護の必要な人を見つけた場合は、行政等への相談につなげられるよう努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
虐待防止に係る広報・啓発活動の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待や、男女間のDVの未然防止に向けた広報・啓発を推進します。また、適切な被害者保護の推進に向けて、虐待の可能性など、異変を察知した際の相談・通告窓口について、市民に広く周知を図ります。	福祉課 子育て支援課 人権・同和対策室 人権・同和教育推進室
事業所等と連携した虐待防止の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待について、市のそれぞれの相談窓口（地域包括支援センター・障がい者虐待防止センター・子育て支援課）が中心となり、保育・教育機関や福祉サービス提供事業所等と連携した虐待防止に取り組みます。また、保育・教育機関や福祉サービス提供事業所からの相談・通告により虐待が発覚することも多いことから、日頃からの信頼関係の構築に努め、相談・通告しやすい環境づくりに努めます。	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
重点 法人後見の受任	判断能力の低下により後見人が必要であるにも関わらず、後見人のなり手がいないなどの理由で成年後見制度を利用できない方を支援するために、法人後見の受任に向けた体制整備を進めます。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	高齢化や障がい等の理由により判断能力が衰えても、地域で安心して暮らしていけるよう、本人との契約により福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行うことで、生活を側面から支援し、本人の権利を守ります。	社会福祉協議会

取組	内容	担当課
<p>重点</p> <p>成年後見制度の周知の推進、活用の促進 （柳川市成年後見制度利用促進基本計画）</p>	<p>計画の目的 判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人等を含め、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用に向けた取り組みを進めます。</p> <p>権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備 日常生活自立支援事業の利用者が高齢になるにつれて、後見人が必要となるケースがあることから、家族等からの支援が難しい場合、成年後見制度への移行を検討します。</p> <p>意思決定支援・身の上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築、中核機関の整備・運営の方針 認知症や高齢者の虐待ケースの相談の増加にともない、成年後見制度による支援を行うケースの増加が予想されることから、成年後見制度の相談および手続き支援を行う窓口として、中核機関としての権利擁護センター（仮称）の立ち上げを検討していきます。また、中核機関に求められる以下の①～④の機能についても、手法等含め検討を進めます。</p> <p>①広報の推進 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすい周知・啓発に努めます。広報やホームページ、パンフレット等を活用して成年後見制度の周知を図ります。</p> <p>②相談機能 成年後見制度に関する問い合わせや相談に応じます。</p> <p>③成年後見制度利用促進機能 本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長による申立てを行うとともに、後見報酬を負担することが難しい方に対し助成を行います。</p> <p>④後見人支援機能、市民後見推進事業 後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある人などの権利擁護を図ります。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>



(1) 孤独・孤立対策の推進

取り組みの方向性

社会的な孤独・孤立の問題は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、深刻化しており、特に児童生徒は不登校・自殺ともに過去最多（※全国）となるなど、深刻な状況です。児童生徒については、学校と連携した居場所づくりや相談等の支援に取り組むとともに、孤立リスクの高いひとり暮らし高齢者や産後間もない子育て世帯に対して、見守りや訪問による重点的支援に取り組めます。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇趣味の講座やスポーツのような生きがいにつながる居場所の提供に努めます。
- ◇孤立・孤独を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- ◇不登校の児童生徒や、ひとり暮らし高齢者、また産後間もない子育て世帯等、特に孤立リスクの高い方に対し、関係機関と連携した見守り活動やアウトリーチを含めた相談支援、また多様な居場所づくり等により孤立防止に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。
- ◇社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域の福祉関係者と連携を図り、見守り活動の強化に取り組めます。
- ◇社会的に孤立している人やその家族に対する支援等を行うとともに、当事者が地域とつながりを持つことができる社会資源等の創出に努めます。

市民や地域に期待する役割

- ◇小さな子どもが居る世帯やひとり親世帯が孤立しないよう、見守り体制の充実に努めます。
- ◇悩みごとは一人で抱え込まず、周囲の人や相談機関に相談します。
- ◇スポーツや趣味活動など、生きがいにつながる活動に積極的に参加します。また、地域の人に身近に相談できるような関係づくりに努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
相談支援の充実	<p>相談窓口の整備 関係機関と連携し、ひきこもりや窓口に訪れることが困難な人、支援が必要にもかかわらず声をあげられない人にも対応できるよう、さまざまな内容を受け止める相談窓口体制の整備に努めます。</p> <p>孤独・孤立相談ダイヤルの広報の推進 内閣官房が主体となって孤独・孤立に関わる悩みを24時間対応で受ける無料の電話相談ダイヤル「孤独・孤立相談ダイヤル」が試験的に運用されており、運用の実施に合わせ、相談ダイヤルの広報等を行います。</p>	福祉課 生活支援課
子育て家庭の孤独・孤立対策の推進	<p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施 乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握します。また、子育てに対して強い不安や孤独感等を抱えている場合や、産後うつや育児ノイローゼ等の症状が疑われる場合は、養育支援訪問事業につなげ、アウトリーチによる継続的な相談支援など、重点的な支援を行います。</p> <p>子育て支援情報の発信 産後ケア事業やゆりかごサポート等市独自の事業を含め、子育て家庭を支える多様なサービスについての情報発信を推進し、子育て家庭の孤立防止を図ります。</p>	子育て支援課
児童生徒への孤独・孤立対策の推進	<p>不登校児童生徒への支援の促進 心理的要因等により長期間学校に登校できない状態または不登校傾向の状態にある児童及び生徒に対し、状況に応じた適切な相談、指導及び援助を行い、早期に在籍校への復帰を図る教育活動を行うため、適応指導教室の充実を図ります。</p> <p>学校と連携した児童生徒の相談支援の推進 児童生徒や保護者が心や身体の悩み、生徒間の人間関係や不登校等の問題を気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる相談支援に取り組みます。また、貧困等の課題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を推進します。</p>	子育て支援課 学校教育課

基本目標 3 誰もが気軽に参加できる環境づくり

取組	内容	担当課
高齢者の孤独・孤立対策	<ul style="list-style-type: none"> •各種イベントやセミナーの開催、サークル活動などでの場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。 •地域の福祉関係者と連携し見守り活動の強化を図ることで、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立の防止に努めます。 	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
自殺対策の推進	自殺対策の推進に向け、自殺対策計画に沿った取り組みを推進します。また、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成する、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議を開催します。	福祉課



(2) 地域活動の活性化

取り組みの方向性

地域活動の活性化を図るため、地区や各種団体などの交流・連携を推進します。また、身近な地域において、誰もが気軽に集いふれあいを深めることができるよう、地区社会福祉協議会等と連携しながら、よりあい活動や小地域福祉活動の充実を図ります。

また、地域で活動を行っている人と活動への参加機会を求める人とが交流する機会や話を聞く機会を設け、活動に参加しやすい仕組みづくりを推進します。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇地域で福祉活動について検討する場や情報交換を行う機会を設けるとともに、小地域福祉活動に関するコーディネーターの配置等の検討により、活動の活性化に努めます。
- ◇地域福祉の推進へ向け、住民主体の福祉活動への支援や地域福祉活動を担う人材の確保・育成を行います。
- ◇行政区活動助成金などの補助制度で地域活動の支援を行います。
- ◇市民協働のまちづくり事業補助金などの地域づくり活動を支援する補助制度を周知します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇地区社協に対し、必要な財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担当職員による個別支援の充実を図るとともに、研修会の開催支援、各地区の運営を担う役員等を対象とした先進地視察研修の実施など、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。
- ◇小地域で実施される「よりあい活動」の普及推進を図り、高齢者等の居場所づくり・生きがいづくりを推進します。
- ◇福祉委員の活動に対し、情報提供や研修会の開催等の支援を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇よりあいや小地域福祉活動において、参加者の経験や能力、特技や趣味を生かせるような交流の場や機会をつくります。
- ◇地域の行事などについて、家族や周囲にも声をかけながら、積極的に参加し交流を深めます。
- ◇高齢者や障がいのある人及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。
- ◇地域の組織や団体は、世代の違いや自治会の加入状況に関わらず、転入者等を含め、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 小地域福祉活動の推進</p>	<p>小地域福祉活動の推進については、要支援者等への見守り活動の強化を図るため、地区社協を単位として見守りマップづくり及び配布物を通した見守り活動の強化に取り組みます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>重点 地区社会福祉協議会の活動の活性化</p>	<p>個別地区社協支援〔地区担当職員による個別支援〕 各地区の研修会等の開催支援、運営や活動に対する助言など、地区担当職員による活動支援を行います。</p> <p>地区社協連絡会の開催 地区社協活動に関する課題の共有や各地区相互の情報交換の場として、連絡会を開催します。また、他地区の先進的な取り組みを学習するための研修会を実施します。</p> <p>地区社協福祉関係者座談会の開催 地域の福祉関係者と直接対話する機会を設け、地域の福祉問題や地域の福祉活動における課題を整理し、地域に対するきめ細かな支援及び連携強化を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>重点 よりあい活動の普及推進</p>	<p>地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、よりあい活動支援講座の開催やよりあい活動支援室内遊具の貸出し、またレクリエーション指導やよりあい活動の新規立ち上げに対する助成金の交付に取り組みます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>福祉委員の設置推進・活動支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。 福祉委員活動への知識・認識を深めるとともに、福祉課題等への理解促進並びに活動に必要な情報の提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、地区別研修会を開催するなど、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>校区まちづくり協議会の立ち上げに向けた支援の推進</p>	<p>地域の課題が多様化し、人口減少が進む中、連携を強め、住みよいまちづくりへ向け活動する「まちづくり協議会」が主体となった取り組みが求められます。現在、豊原校区が市のモデル校区となり、子供会・老人クラブ・PTA・消防団など 20 団体で地域の課題や将来像についての話し合い等が行われており、今後、全市的に同様の取り組みが進められるように、各校区のまちづくり協議会の立ち上げに向けた支援を推進します。</p>	<p>総務課</p>



(3) ボランティア活動の推進

取り組みの方向性

ボランティア登録の推奨やボランティア活動保険の助成、各ボランティア団体・個人の支援、ボランティアコーディネート、ボランティアセンターについての広報・機能強化を実施し、ボランティアセンターの機能やセンター利用について、認知度を高めることで、ボランティア活動の活性化へつなげます。

また、ボランティア同士やボランティアと地域住民が繋がることで、地域で協働して活動できるよう支援します。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

◇社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇ボランティア団体への支援を行うとともに、人材の確保・育成のための取組を行います。
- ◇ボランティアセンターにおいて、ボランティア団体の活動支援や活動者と依頼者との調整（マッチング）、また、活動に関する相談・登録・斡旋・育成・情報提供などを行います。
- ◇住民主体の生活支援の取組の推進をめざし、講座の開催等を行います。

市民や地域に期待する役割

- ◇ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- ◇家庭での子どものボランティア教育に努めます。
- ◇地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
安心してボランティア活動ができる体制づくり	<p>安心してボランティア活動ができるように、以下の取り組みを行います。</p> <p>ボランティアに関する情報提供の推進 広報紙やホームページ・チラシ・ポスターなどで、ボランティアに関する各種情報を発信します。</p> <p>ボランティア活動保険への加入の促進 「ボランティア活動保険」とは、ボランティア活動中の事故によるケガや賠償責任を補償するものです。安心してボランティア活動ができるように、参加者に保険の加入のための案内等を行います。</p> <p>活動費用の一部助成 ボランティア活動団体に対し、必要に応じて費用の一部助成等を行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	<p>専門知識をもったボランティアコーディネーターが、ボランティアについて知りたい方・活動を始めたい方・援助をお願いしたい方の相談の受けつけ、活動者と依頼者との調整(マッチング)を行います。また、ボランティア団体の活動支援や活動に関する相談・登録・斡旋・育成・情報提供などを行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会の開催	<p>ボランティア団体や個人ボランティア間の情報交換や相互の交流を深める活動を行います。</p>	社会福祉協議会
ボランティア講座の開催	<p>ボランティア活動へのきっかけづくりや今後の活動の参考にしてもらうことを目的に、ボランティア講座やボランティア体験会、ボランティアサロンなどを開催し、市民のボランティア活動の活性化を図ります。</p>	社会福祉協議会
赤い羽根共同募金に対する理解と募金ボランティアの育成	<p>地域福祉活動への参加方法の一つである赤い羽根共同募金などの寄附を促進する仕組みを検討し、寄附文化の醸成を図ります。また、募金活動に携わるボランティアの育成に努めます。</p>	社会福祉協議会



(1) 人権教育・福祉教育の充実

取り組みの方向性

年齢や障がいや疾病の有無、また性別や国籍等に関わらず、誰もが尊重しあう、人権侵害の無い社会を実現できるよう、教育や啓発を通じて人権意識の醸成を図ります。

また、未来を担う子どもたちに地域福祉の重要性を伝え、主体性をもって地域活動に取り組むことができ、課題解決につながるよう、子どもの頃からの福祉教育を充実します。

それぞれが取り組むこと

柳川市が取り組むこと

- ◇福祉や人権に係わる情報提供や、学校と連携した福祉教育の推進に努めます。
- ◇3週間事業（障がい者週間、人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間）に合わせた広報・啓発活動を推進します。
- ◇地域で認知症や多様な障がいに関する講座や講演会を行い、市民の地域福祉への関心・理解向上に取り組めます。
- ◇提供義務が拡大された合理的配慮について、市内事業所に対する情報提供や普及・啓発活動に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇学校や各種団体と連携して、児童生徒に対する福祉教育を推進します。
- ◇福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。

市民や地域に期待する役割

- ◇多様な個性や文化、また考え方等を否定することなく、誰かの尊厳を傷つけない事を心がけます。
- ◇高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。
- ◇障がいのある人も積極的に交流行事に参加します。
- ◇地域や学校で行う研修会等に参加します。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
虐待や DV 防止に係る広報・啓発活動の推進	高齢者・障がいのある人・児童等の虐待や、男女間の DV は許されない人権侵害です。あらゆる人の人権の遵守に向け、虐待や DV 防止に係る広報・啓発活動の推進に取り組みます。	福祉課 人権・同和教育推進室 人権・同和对策室 子育て支援課
人権教育の推進	子どもや高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの方や外国人等を含めすべての人の人権の遵守に向けて、広報や人権セミナーを通じた人権教育を推進します。また、3つの啓発週間（障がい者週間、人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間）に合わせて、それぞれ広報・啓発活動を推進します。	福祉課 人権・同和教育推進室 人権・同和对策室
学校と連携した福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間を活用し、福祉体験活動を推進します。 ・認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 ・福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。 ・増加する児童生徒の自殺への対策として、「SOS の出し方に関する教育」を推進します。さまざまな困難やストレスに、まず児童生徒自身が気づき、相談の仕方等の方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）を推進します。 	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
ユニバーサルデザインや合理的配慮の推進	公共施設や社会福祉施設の整備・改修、また広報やながわをはじめとした広報物やガイドブック等の作成等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を踏まえたものとします。また、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がい者の要請に対する合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法の趣旨や事例について、周知・啓発します。	福祉課
文化芸術活動に対する支援の推進	年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが自由に文化芸術活動を楽しみ、活躍することができる環境づくりを進めます。	福祉課 生涯学習課



(2) 福祉問題などを学ぶ機会の充実

取り組みの方向性

多様化する福祉課題に対して、地域の見守りや声かけから早期発見や早期の支援につなぐことができるよう、さまざまな福祉問題などを学ぶ機会の充実に努めます。

また、高齢化社会の進展とともに、認知症は深刻な社会問題となっています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、「理解」と「支援」が不可欠であり、住民に対する認知症への理解や支援を啓発していく事が重要です。学校等と連携した認知症サポーターの養成や認知症カフェ等の運営支援等により、認知症の高齢者やその家族が安心して生活できる基盤の整備に努めます。

今後の取り組み方針

柳川市が取り組むこと

- ◇多くの市民が興味や関心を持てる福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、身近な福祉問題についての理解を深める取り組みを進めます。
- ◇認知症になっても安心して生活できる基盤づくりに向け、学校と連携した認知症サポーターの養成や、認知症カフェの運営、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練の実施等に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ◇各種講座や社会福祉大会の開催を通じて、幅広い世代への福祉意識の啓発を図ります。
- ◇社協だより（年6回発行）を通じて、福祉に関するさまざまな情報提供や啓発を推進します。

市民や地域に期待する役割

- ◇人権や福祉についての講演会や、認知症や介護、子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会などへ積極的に参加し、知識の習得や理解促進に努めます。
- ◇地域の資源や人材を生かしながら、福祉についての学習会や講座などに参加します。
- ◇認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成講座に誘い合って参加するなど、地域における普及に努めます。

市や社協の主な取り組み

取組	内容	担当課
<p>重点 認知症高齢者を支える取り組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解促進を目的として、キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）の協力による、一般向けおよび全小学校の5年生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施します。 ・認知症高齢者を支援していくためには、支援するための入り口である相談窓口機能を強化していく必要があります。 ・認知症高齢者を支える地域づくりに向け、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練が全校区で実施できるように努めます。 ・認知症の人やその家族への認知症ケアパスの普及に取り組みます。 	<p>福祉課 学校教育課</p>
<p>社会福祉大会の開催</p>	<p>社協の活動や福祉への関心を高めてもらうことを目的に、社会福祉大会を実施します。また、多様な年齢層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>新たな福祉問題を学ぶ機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や社協だより等を通じて、比較的新しい福祉問題（社会的孤立、不登校・ひきこもり、ヤングケアラー、再犯防止に関する取り組み等）について、情報提供また福祉的支援の必要性に関する広報等を行います。 ・全国的な課題や比較的マイノリティな福祉課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に市民福祉講座を開催します。 	<p>福祉課 子育て支援課 生活支援課 学校教育課 総務課 社会福祉協議会</p>